

横須賀市投影広告物ガイドライン

令和 4 年 4 月 1 日

横 須 賀 市

1 対象

投影広告物（プロジェクションマッピング等）とは、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物を対象とします。

2 趣旨

投影広告物は動きのある非常に大きな映像を映すことが可能であることから、実施に際しては、景観、周辺環境及び安全性に配慮し、これらに支障を及ぼさないようにする必要があります。

そのため、実施者に対して、許可基準を補完するためガイドラインを次のように示します。

3 概要

投影広告物のガイドラインの概要は次のとおりです。

(1) 光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮

景観、周辺環境、道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと。

ア．急激な光点滅等による安全性への影響の防止

(ア) 次の事項を遵守すること。

参考「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」

(日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟)

a映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。

(a)「鮮やかな赤」の点滅は、特に慎重に扱うこと。

(b)避けるべき点滅映像を判断するに当たっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10%以上（投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。

(c)前項(a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。

bコントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。

c規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることも避けること。

(イ) サブリミナル的表現は避けること。

(ウ) 使用する光の種類、波長、強さ等、人体への悪影響がないよう十分に配慮すること。

(エ) スクリーンとなる壁面等に投影する際、その壁面から光がはみ出さないこと。

イ．住環境への配慮

住環境への配慮が求められる地域では、深夜帯の表示を避けること。

ウ．道路交通等への配慮

道路交通等へ影響を及ぼすことがないよう事前に、交通管理者等と協議すること。

また、道路を挟む場合等は、信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないことを確認し、交通管理者等と協議すること。

エ．投影機の設置に関する配慮

投影機を設置する際は、通行や安全に支障が及ばないよう適切な場所に設置すること。

また、落下や破損などにより、周囲の安全を脅かさないよう適切な維持管理に努めること。

(2) 物件管理者等との事前調整等

①投影対象物の所有者（管理者）の承諾を得ていること。

②投影機を設置する場所の所有者（管理者）の承諾を得ていること。

③文化財への投影を行う場合は、文化財及び周辺環境の毀損*が無いよう実施するとともに、事前に文化財課及び文化財の管理者に対して企画書を提出する等の必要な調整を行うこと。

*物理的なものだけでなく、イメージ等の毀損も含む。

④道路を挟む場合等は、交通管理者等の必要な関係所管との協議を行うこと。

⑤光害や騒音への配慮を目的として、必要な所管と協議したうえで、関係法令を遵守すること。

⑥その他、必要な関係所管との調整等を行うこと。

4 基準

横須賀市屋外広告物条例別表3の基準に適合すること。

5 公益性がある催物等のために表示する投影広告物の適用除外

公益性があり、まちの活性化等に資する行事、催物等のために表示する投影広告物のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、4の基準にかかわらず横須賀市屋外広告物条例別表第2に定める第2種許可地域及び第3種許可地域に限り、表示することができる。

①表示期間が14日以内のものであること。

②企業広告等（営利を目的として表示されるものをいう。以下同じ）を表示する場合は、次に掲げる事項に適合するものであること。

a企業広告等の表示時間が当該投影広告物の表示時間の3分の1以下であること。

b企業広告等の連続の表示時間が5分以下のものであること。

③屋外広告物表示・設置届（第4号様式の3）を市長に提出したものであること。